

年金所得に係る住民税の納税方法が変わります

公的年金を受給される65歳以上のみなさんの、納税の利便性の向上を図るため、公的年金に係る個人住民税を、年金からあらかじめ差し引く「特別徴収制度」が、平成21年10月支給分から始まります。

今まで：納付書や口座振替で納めていただく方法（【普通徴収】といいます。）



新制度：公的年金が支給される際に、社会保険庁などの年金保険者が天引きして、市町村に直接納める方法（【特別徴収】といいます。）

この制度変更は、納税方法だけを変更するものです。
年間の税額計算方法は今までと同じで、新たな負担が発生するものではありません。

特別徴収の対象となる方

「4月1日現在65歳以上の公的年金の受給者で、前年中の年金所得に係る、個人住民税の納税義務のあるかた」が対象となります。

以下のような場合には、特別徴収の対象にならないことがあります。

公的年金などに係る所得について、税額が生じない場合

1月1日以降に別の市町村に転出された場合

介護保険料が公的年金から特別徴収（天引き）されていない場合

特別徴収される公的年金の年間給付額が18万円未満の場合

特別徴収される個人住民税額が公的年金から引ききれない場合

特別徴収の対象金額

公的年金などに係る所得に対する所得割額と均等割額が特別徴収の対象になります。他の所得（事業所得、不動産所得など）に対する所得割額は、普通徴収となります。給与所得に対する所得割額を給与からの特別徴収で納付している方は、従来どおり給与からの引き去り（給与特別徴収）になります。

特別徴収の対象となる年金

国民年金保険法に基づく老齢基礎年金（老齢または退職を事由とする老齢等年金給付）などが対象です。

非課税所得である障害年金・遺族年金から差し引かれることはありません。

特別徴収の開始時期

平成21年10月以降に支払われる公的年金から差し引きます。
該当となるみなさんには、6月中旬に郵送でお知らせします。

詳しくは、住民課税務室にお問合せください。

【問合せ先】住民課税務室 68-3114

塾生募集!!

第4期 ほうきまちづくり塾

まちづくりの基本となる地域や集落の活性化を図るためには、地域の担い手となるリーダーの存在が不可欠です。

この「ほうきまちづくり塾」では、協働のまちづくりについての理解を深めていただき、住民と行政のパートナーシップの構築と地域の担い手となる人材の育成を図ります。



募集要項

項目	内容
内 容	下記のとおり講義、グループによる討議、先進事例調査などを行います。 伯耆町の行政概要を理解し、課題や問題点を共有するとともに、町が取り組む「協働のまちづくり」について検討する 集落や地域を担う地域リーダーについて検討する 地域や集落の活性化に向けて、その課題や問題点を抽出し、その対応を検討する 鳥取県などが行う地域リーダー育成塾への参加 先進地団体やほうきまちづくり塾OBとの交流 ほうきまちづくり塾によるまちづくりに関する自主企画事業の実施 伯耆町まち探検（町内6地区の集落や誘致企業等の視察等）
募 集 人 数	20人程度
応 募 資 格	18歳以上の町内在住者または在勤者 年間8回程度の開催に概ね継続的に参加いただける方
実 施 時 期 等	6月～12月まで 毎月1～2回 計8回程度 平日19:00から2時間程度を基本とし、土日の開催もあります 会場は町内の公共施設で開催
申 込 み 先	〒689-4133伯耆町吉長37番地3 伯耆町役場 地域再生戦略課 68-3113 FAX68-3866 メールアドレスmachidukuri@houki-town.jp
応 募 方 法	「申し込み用紙」の項目を郵便、FAX、Eメールにより申し込みください。 申し込み用紙は、地域再生戦略課に設置、ホームページにも掲載予定(5月上旬)
応 募 締 切	平成21年5月29日（金）
そ の 他	報酬は一切なし 開催内容等は参加者と協議の上、決定

【問合せ先】 地域再生戦略課 町づくり推進室 68-3113